

区分	内容	問い合わせ先
農業融資相談	農業融資全般に関する相談(平日8:30~17:15)	県農林水産局就農支援課 ☎513-3554
農業関係の融資に関すること	日本政策金融公庫資金(農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、経営体育成強化資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者 [※] 【資金の用途】農業者の経営の維持安定に必要な資金 [※] 【申込方法】取扱金融機関へ	【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業 ☎249-9152
	農業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者 [※] 【資金の用途】長期運転資金 [※] 【申込方法】取扱金融機関へ	【取扱金融機関】 融資機関(JA、銀行 [※])の各支店 JA広島市 融資審査課 ☎831-5922 JA安芸 金融共済部融資審査健全課 ☎822-6212
林業関係の融資に関すること	日本政策金融公庫資金(農林漁業セーフティネット資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった林業者 [※] 【資金の用途】林業者の経営の維持安定に必要な資金 [※] 【申込方法】取扱金融機関へ	県農林水産局林業課 ☎513-3688 【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業 ☎249-9152
	農林漁業信用基金による債務保証(林業・木材産業災害復旧対策保証「新型コロナウイルス感染症対策」) 【対象】新型コロナウイルス感染症により、経済的被害が見込まれ事業継続に支障を来している林業・木材産業を営む人 【資金の用途】新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な新たな資金 【申込方法】直接取引先の金融機関へ	農林漁業信用基金 ☎03-3294-5585、03-3294-5586
漁業関係の融資に関すること	日本政策金融公庫資金(農林漁業セーフティネット資金) 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者 [※] 【資金の用途】漁業者の経営の維持安定に必要な資金 [※] 【申込方法】取扱金融機関へ	【取扱金融機関】 日本政策金融公庫 広島支店 農林水産事業 ☎249-9152
	漁業近代化資金 【対象】新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった漁業者 [※] 【資金の用途】指定水産動植物(かき、あさり [※])の種苗の購入または育成に必要な資金 【申込方法】取扱金融機関へ	県農林水産局水産課 ☎513-3610 【取扱金融機関】 県信用漁業協同組合連合会 ☎247-2301
税金・納付金の減免・免除などに関すること	税金 法人市民税・事業所税の申告期限の延長 法人市民税・事業所税について、期限までに申告書を提出することが困難な場合には、申請により期限を延長する制度 徴収猶予の特例 収入が大幅に減少(前年同期比おおむね20%以上の減少)した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予する特例措置あり 【対象】2月1日から来年1月31日までに納期限が到来する市税 ※この特例措置の対象にならない場合であっても、既存の猶予制度の適用を受けられる場合あり	市民税課法人課税係 ☎504-2093、☎504-2129 市収納対策部各課 各課共通☎249-3901 徴収第一課 中区 ☎504-0131、504-0134 南区 ☎504-0132、504-0133 徴収第二課 西区 ☎504-0211、504-0212 504-0214 佐伯区 ☎504-0213 徴収第三課 東区 ☎504-0321 安芸区 ☎504-0322 市外 ☎504-0323、504-0324

区分	内容	問い合わせ先
税金・納付金の減免・免除などに関すること		徴収第四課 安佐南区 ☎504-0411、504-0412 安佐北区 ☎504-0413、504-0414 特別滞納整理課 高額滞納分 ☎504-2128
	水道・下水道 水道料金と下水道使用料の支払い期限の猶予	水道局中央営業所各営業係 中 ☎221-5522、☎511-6925 東 ☎511-6922、☎511-6925 南 ☎511-6933、☎221-3060 西 ☎511-6944、☎221-3060 中央以外の各営業所 安佐南 ☎831-4565、☎877-0679 安佐北 ☎819-3958、☎814-8859 安芸 ☎821-4949、☎823-6624 佐伯 ☎923-4121、☎922-6985 水道局営業課庶務係 ☎511-6832、☎221-3110 下水道局管理課使用料係 ☎241-8258、☎248-8273
	その他 広島港宇品旅客ターミナル、県営さん橋および市営さん橋などの港湾施設の係船料や使用料について、納付期限を来年3月31日まで延長できます	市みなと振興課 ☎504-2337
償還条件などの緩和に関すること	下水道事業受益者負担金と下水道事業分担金の徴収猶予	下水道局計画調整課調整係 ☎504-2406、☎504-2429
その他の相談などに関すること	県行政書士会による新型コロナウイルス感染症対策無料電話相談 新型コロナウイルス感染症関連の中小企業支援施策に関する相談 [※] 【受付期間】5月26日(火)までの平日 火曜13:00~16:00 ※相談時間内の電話を事務局で受け付け後、対応会員から相談者に連絡します 心と体の健康相談	広島県行政書士会事務局 ☎249-2480
		各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528 ☎504-2175 東区 ☎568-7735、568-7729 ☎568-7781 南区 ☎250-4133、250-4108 ☎254-9184 西区 ☎294-6384、294-6235 ☎294-6311 安佐南区 ☎831-4944、831-4942 ☎870-2255 安佐北区 ☎819-0616、819-0586 ☎819-0602 安芸区 ☎821-2820、821-2809 ☎821-2832 佐伯区 ☎943-9733、943-9731 ☎923-1611 精神保健福祉センター(心の健康相談) ☎245-7731、☎245-9674

給付金の詐欺に注意!

絶対に教えない! 渡さない!

●暗証番号 ●通帳 ●口座番号 ●キャッシュカード ●マイナンバー

市区町村や国などが以下を行うことは**絶対にありません**

✕ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること

✕受給にあたり、手数料の振り込みを求めること

✕メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったらご相談を

- ・消費者ホットライン ☎188 (局番なしの3桁)
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン
☎0120-213-188(フリーダイヤル)
- ・お近くの警察署 ・警察相談専用電話 ☎#9110